

夜間中学および多様な学びに関する 検討の経緯について

国の法令、通知等

平成28年12月

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会確保等に関する法律」

年齢や国籍その他の置かれている事情にかかわらず、教育の機会が確保されること等を基本理念として、学齢期を経過した者で、小中学校等における就学の機会が提供されなかった者の中に、就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、全ての地方公共団体に、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることが義務付けられました。

国の法令、通知等

平成30年6月

第3期教育振興基本計画が閣議決定

その中で、政府は、全ての都道府県に少なくとも一つは、夜間中学が設置されるよう教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することとしました。

(その後、令和3年1月には、今後5年間で、全ての都道府県、指定都市に少なくとも一つ設置されることを目指す旨、国会で答弁。)

これまでの県の取組

令和元年度

市町教育委員会や県内中学校を含む関係機関等へのニーズ調査実施

令和2年度

「夜間中学の設置に関する検討会議」(年3回)

令和3年度

「滋賀県夜間中学および多様な学びに関する検討会議」(年3回)

■令和3年度「夜間中学および多様な学びに関する検討会議」
報告書(令和4年3月)における整理

本県における「夜間中学および多様な学び」の形について、次の6項目が示された。

○ 学びの対象者

→ 滋賀県内に在住の人、学齢を越えている人、中学校課程の学びを希望する人

○ 学習内容(教育課程・カリキュラム)

→ 中学校で履修する全ての教科等の授業を行う。

○ 学習方法 → 登校型とオンライン型の併用が望ましい。日本語指導の必要性がある。

○ 設置主体 → 本県の状況を整理・検討し、関係機関と調整しながら県立か市町立かを決定することが必要である。

○ 設置場所・施設 → 滋賀県の状況から、次の考慮すべき条件をできる限り満たす教育関係施設の活用が望ましい。

・地理的状況・ニーズの多い地域・通学の利便性・既存の教育施設の活用

○ 生徒・教職員数

→ 先進県の事例を参考に、ニーズ調査等から検討する必要がある。

令和4年度

「報告書」の内容を踏まえながら、「夜間中学および多様な学び」の機会を保障する施設の設置について、市町教育委員会と議論を重ねながら検討を行った。

○ 県市町教育長協議会

- ・第1回 5月 夜間中学の設置に向けた大学教授の講話
- ・第2回 12月 設置候補市についての確認

○ 県市町担当者会議

- ・第1回 7月 市町立教育施設の空き状況
県外先進校からの聞き取り調査の報告
- ・第2回 10月 各市町での検討状況の交流、大学教授からの助言
- ・第3回 11月 各市町の意向確認

令和4年12月26日(月)県市町教育長協議会
において、

中学校の教育課程を進めるうえで、施設や人材等、
中学校に併設するかたちが有効であることから、
湖南市での設置について県として支援したいと
説明したところ、各市町教育委員会教育長から
賛意を得た。